



東北運輸局青森運輸支局
プレスリリース

《発表記者会：青森県政記者会》

令和6年4月24日
国土交通省 東北運輸局 青森運輸支局

一般貨物自動車運送事業者に対し輸送施設の使用停止命令等を行いました。

令和5年4月4日、下記事業者の本社営業所で選任する運転者が、酒気を帯びた状態で事業用トラックを運転した事実が発覚したことから、同年6月21日に東北運輸局及び東北運輸局青森運輸支局は下記事業者に対し監査を実施しました。その結果、貨物自動車運送事業法等関係法令に違反している事実が認められたため、東北運輸局長は輸送施設の使用停止命令等を行いましたのでお知らせします。

なお、命令書の交付については、本日、青森運輸支局において行いました。

記

1. 行政処分等対象事業者及び営業所

事業者：有限会社 成弘運輸 代表取締役 木村 省二
(法人番号：7420002012309)
青森県つがる市柏桑野木田千年225-31

営業所：本社営業所
青森県五所川原市金木町中柏木鎧石372-16

2. 行政処分等年月日 令和6年4月16日

3. 行政処分等の概要

- (1) 事業用自動車の使用停止処分（40日車）
令和6年4月24日から令和6年5月13日まで（2両×20日）
- (2) 文書警告

【裏面に続く】

4. 違反の概要

- (1) 事業計画で定めていない営業所で業務を行っていた
(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第2号)
- (2) 業務の記録義務違反
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)
- (3) 運行記録計による記録義務違反
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)
- (4) 運転者に対する指導監督義務違反
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)
- (5) 点呼の記録義務違反
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)

以 上

《問い合わせ先》

東北運輸局 青森運輸支局 輸送・監査部門

担当：三浦、渡邊

TEL：017-739-1501

(ダイヤルイン「3」)